

登園許可書と登園届

( ※ 多摩市立の小中学校とは一部分基準が違うところがあります。)

医師の登園許可書及び保護者の登園届(例)を厚生労働省の保育所における感染症対策ガイドラインを参考にして作成しています。(各園によって対応や書式が違うことがあるので、確認してください。)

<医師用>

登園許可書

保育園施設長 殿

入園児童名 \_\_\_\_\_

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん(はしか)※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘(水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱(プール熱)※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。  
 年 月 日から登園可能と判断します。 \_\_\_\_\_ 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ  
 保育園・認定こども園は乳幼児が長時間生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ  
 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活の支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園、認定こども園に提出して下さい。